

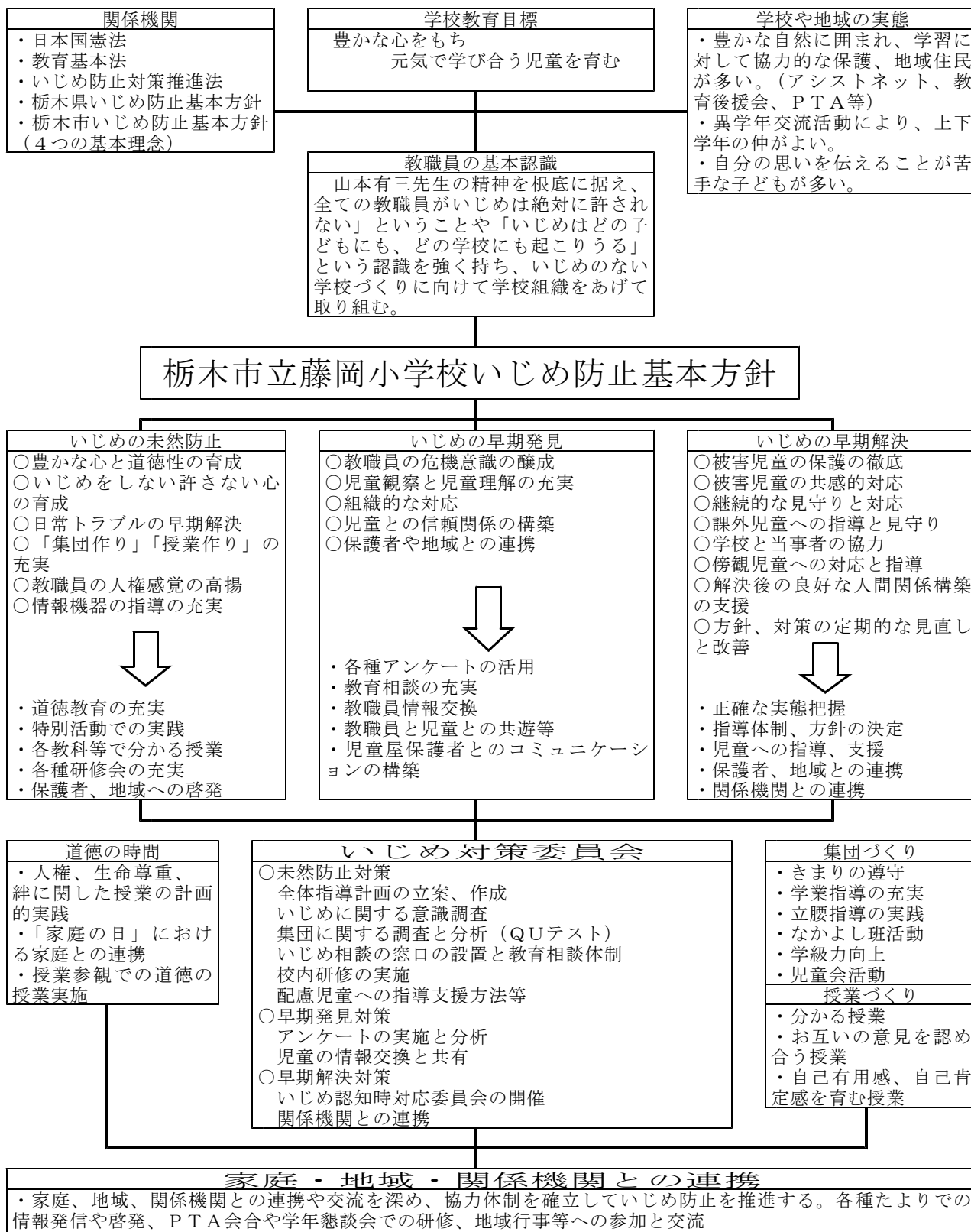
**令和 6 年度**

**藤岡小学校いじめ防止基本方針**



**栃木市立藤岡小学校**

# 令和6年度年度栃木市立藤岡小学校いじめ防止全体計画



# 令和6年度栃木市立藤岡小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの定義

＜栃木市いじめ防止対策推進条例の定義より＞

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめのない学校づくりに向けて

本市の名誉市民・山本有三先生の「生命・人権尊重・絆」の精神を踏まえ、本校では全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない。」「いじめはいじめる側が悪い。」ということや「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性がある。」ということ強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

### (1) いじめの防止

- ・児童にいじめの定義に基づいていじめの内容やいじめが及ぼす影響等について理解させ、児童相互の心の通う対人関係の構築を図ります。
- ・校内での研修を通し、教職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上を図ります。
- ・定期的にいじめ防止のための校内体制のチェックを行い、その改善を行います。
- ・児童会を中心としたいじめ根絶集会を実施など、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論し実践する活動に取り組むよう指導・支援します。
- ・道徳の時間と体験活動を結びつけた指導の実践を通して、「心の教育」の充実を図ります。
- ・学校の教育活動全体を通じて、意図的に児童が自己有用感や自己肯定感を育む場の設定を行います。
- ・いじめ加害の背景には、ストレスが関わっていることを踏まえ、ストレスに対して適切に対処できる力を育む指導の充実を図ります。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、いじめを助長することがないように、指導の在り方に細心の注意を払います。
- ・学校として、下記の児童を含め、特に配慮が必要な児童については、日常的に、該当児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。
  - ア 発達障がいを含む、障がいのある児童
  - イ 海外から帰国した児童
  - ウ 外国人の児童
  - エ 国際結婚の保護者を持つ児童
  - オ 性同一性障害や性的指向・性自認に係わる児童
  - カ 東日本大震災等により被災した児童
  - キ 原子力発電所事故により避難している児童

## (2) いじめの早期発見

- ・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるということが多いことを教職員は認識して対応します。
- ・ささいな兆候であったも、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し対応します。
- ・児童と信頼関係の構築を図り、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備します。
- ・児童及び保護者がいじめに係わる相談を行うことができるよう、スクールカウンセラー等が行う相談活動について周知します。
- ・教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報の共有化を図ります。
- ・定期的にアンケートや教育相談を実施することで、児童の人間関係の状況等を把握できるようにするとともに、いじめを訴えやすい雰囲気をつくります。
- ・教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努め、定期的な教育相談や個人面談等を実施し、相談しやすい環境づくりに配慮します。
- ・外部からのいじめに関する情報について、相談窓口を一本化し、家庭や地域に周知するとともに、児童からの相談に対しては、迅速かつ丁寧に対応します。

## (3) いじめへの対応

- ・いじめを発見した場合やいじめに係わる情報（いじめの疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）に接したときは、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対策委員会等の学校いじめ対策組織において対応します。
- ・いじめの事実を確認できた場合、詳細を確認した上、速やかにいじめられた児童・いじめた児童の保護者に報告します。
- ・いじめられている児童及び保護者への支援については、徹底して守り通すことを伝え、できる限り不安を除去するための指導に徹します。
- ・いじめた児童への指導では、自らの行為の責任を自覚させながら、その児童が抱えた問題や背景に目を向け、当該児童の成長を旨とし、毅然とした態度で指導・支援を行います。また、その保護者に対しては、事実に対する理解や納得を得た上で、学校と連携した対応についての理解を求めます。
- ・いじめが解決したと思われる場合も、いじめられた児童・いじめた児童及びその保護者に継続的な指導・支援等を行います。
- ・いじめを見ていた児童（観衆や傍観者）に対しては、自らの問題として捉えさせ、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させます。

## (4) 地域や家庭・関係機関との連携

- ・「いじめは絶対に許されない」という基本姿勢や各校のいじめ防止に関する取組等を、学校だよりや保護者会、PTA総会等を利用して積極的に公表します。
- ・青少年育成関係団体などの地域団体との連携を図り、登下校時における見守り活動やあいさつ運動を実施し、児童の見守り体制を整備します。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、管理者やプロバイダに対して速やかに削除依頼するなど必要な措置を講じます。また、必要に応じて、法務局等の人権擁護機関や警察に協力を求めることとします。

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処します。
- ・いじめの背景は児童や家庭の問題、学校の問題等さまざまであることから、いじめの解決に向けて、その保護者や、必要に応じて市、関係機関、団体等との連携を図ります。

#### (5) いじめの解消について

- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解決とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

##### ①いじめに係わる行為が止んでいること

- いじめられた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。なお、行為が止んでいない場合は、改めて、学校いじめ対策組織の判断のもと、相当の期間を設定して現状を注視する。

##### ②いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこと

- いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられた児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ・学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめられている児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保するように努めます。
- ・学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまでいじめられている児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。
- ・学校の教職員は、いじめられた児童及びいじめた児童については、いじめが再発生する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察します。

#### (6) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の検証

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、学校評価において目標の達成状況を評価します。また、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図ります。

### 3 いじめ防止等に関する組織

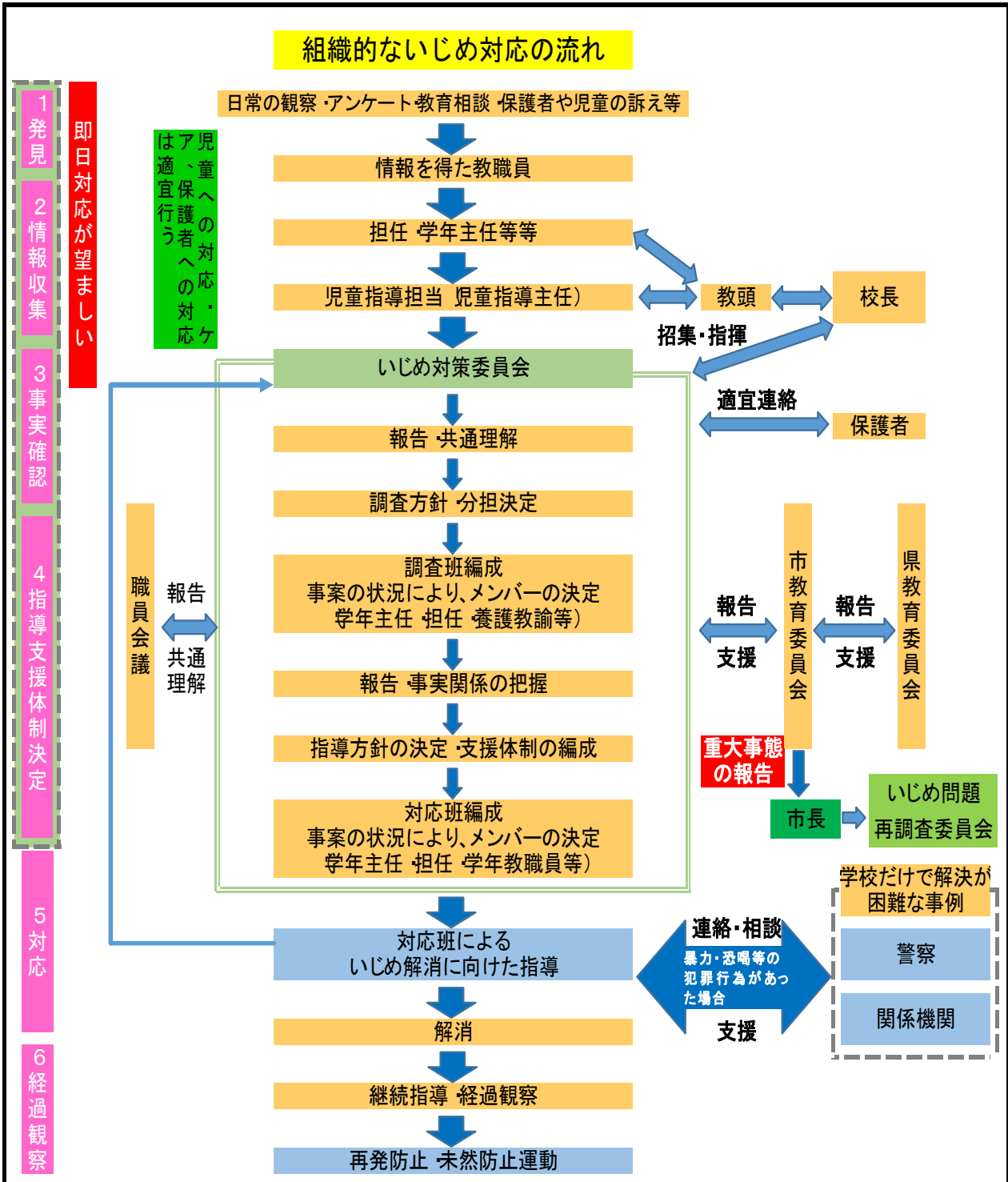
#### (1) 学校いじめ対策組織

- ・学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる組織として、いじめ対策委員会等の学校いじめ対策組織を置きます。構成員は、校長、教頭、学年主任、養護教諭、児童指導主任、スクールカウンセラー等、学校長が決定します。
- ・必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門化等が参加しながら対応できるようにします。
- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割を担います。
  - ◇いじめの相談・通報の窓口としての役割
  - ◇いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う

役割

◇いじめの疑いに係わる情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

4 重大事態への対処



## 1 重大事態の発生と調査

### (1) 重大事態の捉え方

・法第28条第1項に示されているとおり、次の二つの場合を重大事態という。

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

①については、いじめを受けている児童の状況に着目して判断します。例えば、

ア 児童が自殺を企図した場合

イ 心身に重大な障害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

②の「相当の期間」とは、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

・児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、速やかに重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

### (2) 学校としての対処

・重大事態が発生した場合には、いじめられた児童の安全を確保するとともに、学校長は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会と連携して対応します。

・同時に学校は、学校いじめ対策組織において正確な事実確認のための調査を行い、教育委員会に報告します。その際、該当事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために「事実関係を明確にする」ことが大切であるため、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や人間関係、学校や教職員がどのように対応したかなどを、可能な限り網羅的に把握します。

#### ① いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合

・いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査等を行います。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先として調査を実施します。

#### ② いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合

・いじめられた児童の保護者からの要望や意見を十分に聞き取りした上で、迅速に該当保護者と今後の調査について協議し、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を行います。

## 5 いじめ防止に関する年間計画

月	教職員等	防止策	早期発見・対処
4	○「学校いじめ防止基本方針」の内容確認 ○「学校いじめ防止基本方針」のPTA総	○学年開き, 学級開き ○「よい子の一日」の重点指導	○いじめ相談窓口の児童, 保護者への周知 ○家庭確認
5		○修学旅行の取組による人間関係づくり	○生活点検週間
6	○全職員による児童理解研修	○思いやり育む道徳授業の実施	○アンケート調査 ○QUテスト週間 ○教育相談週間
7	○学校評価アンケート(前期)		○個別面談
8			
9	○夏季休業中の児童の様子の情報交換		○生活点検週間
10		○運動会等の取組による人間関係づくり ○校外学習・宿泊学習等の取組による人間関係づくり	
11	○人権教育主任による講話 (人権に関する講話)		○教育相談週間 ○QUテスト週間
12	○学校評価アンケート(後期)		
1		○「よい子の一日」の重点指導 ○宿泊学習の取組による人間関係づくり	○生活点検週間
2	○全職員による児童理解研修 ○教育相談部会		
3	○いじめ防止基本方針の改定		
通年	○分かる授業の展開 ○道徳授業や情報モラル教育の実践	○学級活動での話し合い活動の充実	○児童の発するサインの共通理解と共有 ○職員会議での情報共有

日常の観察